

石綿障害予防規則等の一部改正について

厚生労働省 労働基準局 安全衛生部 化学物質対策課

はじめに

石綿は、平成18年（2006年）9月から輸入、製造、使用等が全面的に禁止されていますが、それ以前に着工した建築物・工作物・船舶は、石綿が使用されている可能性が高く、解体工事・改修工事で飛散した石綿の粉じんを吸い込むと、肺がんや中皮腫を発症するおそれがあります。さらに、建築物の耐用年数から機械的に推計すると、国内での石綿使用可能性のある建築物の解体棟数は今後増加し、2030年頃にピークを迎えることになります（図1）。

このようなことから、厚生労働省では、建築物の解体・改修作業における労働者の石綿ばく露防止対策のさらなる充実・強化を図るため、令和2年（2020年）7月1日に石綿障害予防規

則（平成17年（2005年）厚生労働省令第21号）等の一部を改正し、関連告示を7月27日に公布しました。本稿では、改正の概要と施行時期について解説します。

石綿障害予防規則の改正の概要

① 解体・改修工事開始前の調査

1) 事前調査方法の明確化

建築物・工作物・船舶の解体・改修の作業を行うときに義務づけられている、石綿等の使用の有無の調査（事前調査）に関して、全ての材料について、設計図書等の文書がない場合を除き、設計図書等の文書を確認するとともに、目視による確認をしなければなりません。ただし、構造上目視が困難な場合は、目視が可能となったときに、事前調査を行わなければならない

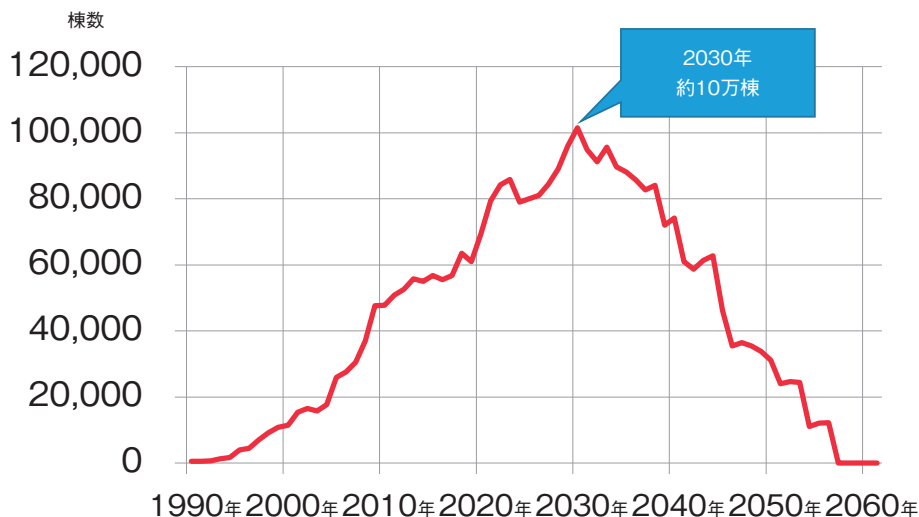


図1：石綿使用建築物の解体棟数の推移（推計）

対象物	調査方法
過去に行った定期点検や定期修理等の記録などですでに改正後の石綿則で求める事前調査に相当する事前調査が行われている建築物・工作物・船舶	当該相当する調査の結果の記録を確認
シップリサイクル法に基づく有害物質一覧表確認証書（又は相当する証書）の交付を受けている船舶	有害物質一覧表を確認
平成18年9月1日以降に着工した建築物・工作物・船舶（日本国内で着工したものに限り）又は同日以降に輸入された船舶	当該着工日等を設計図書等で確認
平成18年9月1日以降に着工された工作物又は潜水艦であって、平成18年9月1日以降も製造・使用等の禁止が猶予されていたガスケット又はグランドパッキンが、禁止日以降に設置されたもの	当該ガスケット又はグランドパッキンの設置日を設計図書等で確認

表1：対象物と調査方法

いとしています。

また、対象物が表1のいずれかに該当する場合は、表1の調査方法によることとします。

2) 分析調査を不要とする規定の吹付け材への適用

事前調査を行ったにもかかわらず、石綿等の使用の有無が明らかにならなかった場合は、分析による調査を行うことが義務となっていますが、石綿等が使用されているものとみなして、労働安全衛生法令に基づく措置を講じれば、分析による調査は行わなくてもよいとする規定が、吹付け材についても適用されます。

3) 事前調査・分析調査を行う者の要件新設

①建築物の事前調査は、適切に事前調査を実施するために必要な知識を有する者として、厚生労働大臣が定めるもの（a又はb）に行わせなければなりません。

a 建築物（一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部を除く）

建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（以下「登録規程」といいます。）に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

b 一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部

上記aの者又は登録規程に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

②分析調査は、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として、厚生労働大臣が定めるものに行わせなければなりません。

厚生労働大臣が定める者は、以下のaからcまでに関する所定の学科講習及び分析の実施方法に関する所定の実技講習を受講し、終了審査に合格した者又は同等以上の知識及び技能を有すると認められる者としてします。

- a 分析の意義及び関係法令（0.75時間）
- b 鉱物及び石綿含有材料等に関する基礎知識（3時間）
- c 分析方法の原理と分析機器の取扱方法（3時間）

4) 事前調査及び分析調査結果の記録等

事前調査又は分析調査を行ったときは、以下の事項の記録を作成し、写しを作業場に備え付けるとともに、調査を終了した日から3年間保存しなければなりません。

- ・事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要
- ・調査終了日、調査対象の建築物等の着工日

等、調査を行った建築物、工作物又は船舶の構造

- ・事前調査を行った部分（分析調査を行った場合は、分析のための試料を採取した場所を含みます）
- ・事前調査の方法（分析調査を行った場合は、分析調査の方法を含みます）
- ・事前調査を行った部分における材料ごとの石綿等の使用の有無（石綿等が使用されているものとみなした場合は、その旨を含みます）及び石綿等が使用されていないと判断した材料は、その判断の根拠
- ・目視による確認が困難な材料の有無及び場所

② 解体・改修工事開始前の届出の拡大・新設

1) 計画届の対象拡大

改正前においては、作業届の対象としていた以下の仕事について、新たに労働安全衛生法第88条第3項に基づく計画届の対象とします。

- ①耐火建築物・準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- ②耐火建築物・準耐火建築物以外の建築物、工作物、船舶に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事
- ③建築物、工作物、船舶に張り付けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

2) 解体・改修工事に係る事前調査結果等の届出制度の新設

以下のいずれかの工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子届により、事前調査の結果等を労働基準監督署に届け出なければなりません。

<届出が必要な工事>

- ①解体工事部分の床面積の合計が80m²以上の

建築物の解体工事

- ②請負金額が100万円以上である特定の工作物の解体工事
- ③請負金額が100万円以上である建築物又は特定の工作物の改修工事

<届出事項>

- ・事業者の名称、住所及び電話番号、解体等の作業を行う作業場所の住所、工事の名称及び概要、調査終了日
- ・工事の実施時期
- ・上記の①の工事の場合は床面積の合計、上記②又は③の工事の場合は請負代金の額
- ・建築物、工作物又は船舶の構造、調査部分、調査方法、石綿等の使用の有無（無の場合の判断根拠）の概要
- ・作業の種類、切断等の作業の有無、作業時の措置
- ・調査を行った者の氏名・証明書類の概要（建築物の場合に限ります）
- ・石綿作業主任者の氏名（石綿等が使用されている場合に限ります）

<留意事項>

- ・解体工事又は改修工事を、同一の事業者が2以上の契約に分割して請け負う場合は、これを1の契約で請け負ったものとみなして適用します。
- ・同一工事を複数事業者が請け負っている場合は、元請事業者がまとめて届け出なければなりません。

③ 負圧隔離を要する作業に係る措置の強化

- ・吹付石綿、石綿含有保温材等の除去等の作業を行う場合に義務づけられている措置のうち、隔離空間に係る集じん・排気装置の点検や負圧の点検については、以下の点検が追加されます。



①集じん・排気装置の点検

集じん・排気装置の設置場所を変更したとき、その他集じん・排気装置に変更を加えたときは、排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検しなければなりません。

②負圧の点検

作業を中断したときは、前室が負圧に保たれていることを点検しなければなりません。

- ・石綿等に関する知識を有する者が石綿等の除去が完了したことを確認したあとでなければ、隔離を解いてはなりません。

④ 隔離（負圧は不要）を要する作業に係る措置の新設

- 1) けい酸カルシウム板第1種を切断等する場合の措置の新設

石綿含有成形品のうち、けい酸カルシウム板第1種を切断等の方法により除去作業を行うときは、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保たなければなりません。

- 2) 仕上塗り材を電動工具を使用して除去する場合の措置の新設

石綿含有仕上塗り材について、電動工具を用いて除去する作業を行うときは、作業場所をビニルシート等で隔離し、常時湿潤な状態に保たなければなりません。

改正前の石綿障害予防規則においては、吹付工法で施工された石綿含有仕上塗り材は、吹き付けられた石綿と位置づけられ、その除去作業は、石綿則第6条の適用をうけ、負圧隔離等の措置が求められていました。しかしながら、今般の見直しに係る検討を踏まえ、施工方法が、吹付工法であっても吹付工法でなくても、その工法によらず、石綿含有仕上塗り材を除去する時の石綿等の粉じんの飛散性に差はなく、また、レベル1、2材料と比べて飛散性が高くないことから、吹付石綿等やレベル2材料には位置づけられないこととし、石綿則第6条等の規定の

対象から外しました。これに伴い、石綿含有仕上塗り材の除去作業（電動工具で除去する場合を除きます）については、石綿則第13条で規定される石綿等の切断等の作業に係る措置（いわゆるレベル3相当の措置）の対象となります。

⑤ その他の作業に係る措置の強化

- 1) 石綿含有成形品に対する措置の強化（切断等の原則禁止）

石綿含有成形品を除去する作業においては、技術上困難なときを除き、切断等以外の方法により作業を実施しなければなりません。

- 2) 湿潤な状態にすることが困難な場合の措置の強化

石綿等を湿潤な状態にすることが著しく困難な場合について、除じん性能を有する電動工具を用いる等、石綿の発散を抑制する措置を講じよう努めなければなりません。

⑥ 作業の記録

- 1) 労働者ごとの作業の記録項目の追加

石綿等の取扱い作業に従事する労働者について、作業に従事しないこととなった日から40年間の保存が義務づけられている記録の項目として、事前調査の結果の概要及び作業の実施状況の記録の概要を加えます。

- 2) 作業実施状況の写真等による記録の義務化

石綿等が使用されている建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行ったときは、作業計画に基づく作業の実施状況を写真等により記録するとともに、従事労働者の氏名、従事期間等を記録し、3年間保存しなければなりません。

⑦ 発注者による事前調査・作業状況の記録に対する配慮

建築物、工作物又は船舶の解体・改修作業を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人による事前調査及び作業の実施状況の写真等による記

改正前			改正後 ※下線部分が改正内容		
レベル1 石綿含有吹付け材 	計画届 ※十四日前	事前調査 作業計画 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断	レベル1 石綿含有吹付け材	事前調査結果等への届出（一定規模以上の工事（ <u>対象</u> ）） 計画届 レベル2も計画届 ※十四日前	事前調査 ※ <u>調査方法を明確化</u> 資格者による調査 調査結果の <u>3年保存・現場への貼え付け</u> 作業計画 作業状況等の写真等による記録・3年保存 掲示 湿潤な状態にする マスク等着用 作業主任者の選任 作業者に対する特別教育 健康診断
レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材 	作業届 ※工事開始前	集じん・排気装置の初回時点検 作業開始前の負担点検等	レベル2 石綿含有保温材、耐火被覆材、断熱材		集じん・排気装置の初回時点検 作業開始前、中断時の負担点検 作業開始前、中断時の負担点検 隔離解除前の取り残し確認等
レベル3 スレート、Pタイル、けい酸カルシウム板第1種等 その他石綿含有建材 			けい酸カルシウム板第1種※2（破砕時） 仕上げ塗材（電動工具での除去時） レベル3 スレート、Pタイル等 その他石綿含有建材		隔離 ※負担は不要

※1 解体部分の床面積が80㎡以上の建築物の解体工事、請負金額が100万円以上の建築物の改修工事及び特定の工作物の解体・改修工事
 ※2 石綿含有けい酸カルシウム板第1種（天井、耐火間仕切壁等）に使用）：レベル1・2ほどの飛散性はないが他のレベル3より飛散性が高い

図2：石綿障害予防規則等の改正のポイント

録が適切に行われるように配慮しなければなりません。

図2は、以上の改正のポイントを示しています。

施行時期について

前述した1～7までの改正事項の施行時期については、図3のとおり、改正事項ごとで異なり、4段階に分けて施行する予定としていますので、ご留意ください。また、今般の改正で新設する事前調査結果の届出については、事業者にとって簡易に届出ができるよう、令和4年

（2022年）4月の施行までに、電子的な届出システムを整備することとしていますので、ご活用ください。事業者の皆様には、石綿ばく露防止対策を徹底いただき、労働者の健康を守るため、適切な措置の実施を講じていただきたいと考えております。

なお、「石綿障害予防規則」の改正に伴い、新たに石綿障害予防に関するポータルサイトを開設しましたので、以下のHPをご参照ください。

〔石綿総合情報ポータルサイト〕

URL <http://www.ishiwata.mhlw.go.jp>

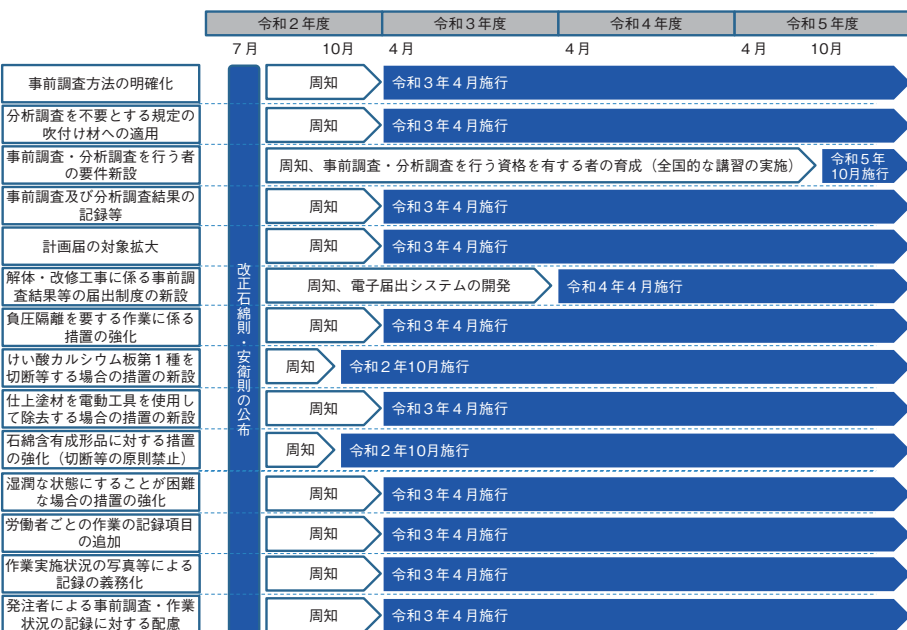


図3：改正事項毎の施行時期